

議会運営委員会の諮問事項について

【諮問事項】

No.	要 旨	提案会派
5	議会のDX化について 提案理由 区議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、議会運営の効率化及び議会活動の活性化を図る。	
		継続協議中
		公明党

【検討が終了した諮問事項】

No.	要 旨	提案会派	結 論
1	本会議場や委員会室の Wi-Fi 等の環境整備について 提案理由 令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となった。今後は、本会議場や委員会室のWi-Fi環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。	公明党	【令和5年12月7日決定】 議会のICT化については、改めて機会を捉えて協議することとし、検討終了。
2	陳情の参考送付について 提案理由 板橋区議会では、区政との関わりが薄い陳情が提出される場合があり、審議が困難な状況が散見されている。よって、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきである。	自民党	【令和6年11月19日決定】 請願・陳情の付託除外基準（8）の判断目安とすることに決定。

No.	要 旨	提案会派	結 論
3	討論のあり方について <u>提案理由</u> 1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。 2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人 20 分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。	自民党	【令和7年2月27日決定】 議案、請願・陳情に係る本会議での討論については、当該委員会の委員が行うことを原則とし、討論時間は、5分を目安とする（予算審査・決算調査特別委員会は除く）ことに決定。
4	意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて <u>提案理由</u> 板橋区議会では、意見書等の提出は全会一致を原則としている。意見書等の提出を求める陳情が採択となっても、全会一致でなければ意見書等を提出することはできない。よって、当該陳情については議会運営委員会への参考送付とし、趣旨に賛同する会派が案文を作成・提出することで、会派提案の意見書と併せて幹事長会で議論を行う。	公明党	【令和6年11月19日決定】 陳情の表決結果を踏まえ、賛成多数でも意見書等を提出することに決定。